

財 関 第 3 7 1 号
平成 21 年 3 月 31 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤 岡 博

外国貿易等に関する統計基本通達の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成21年政令第110号)の施行に伴い、外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号)の一部を下記のとおり改正し、平成21年4月1日(下記第2については、平成21年6月1日)から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 外国貿易等に関する統計基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 外国貿易等に関する統計基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

(以上)